

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号。以下「条例」という。）及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大口町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(1週間の勤務時間)

第2条 条例第2条第1項に規定する1週間とは、日曜日から土曜日までの7日間とする。

2 正規の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 職務の性質により前項の規定によることができない職員の正規の勤務時間の割振りについては、別表に定めるところによる。

(週休日の割振り)

第3条 条例第4条第2項に規定する職員の週休日（勤務時間を割り振らない日という。以下同じ。）の割振りについては、指定週休表（別記様式）によるものとする。

(週休日の振替)

第4条 週休日の振替えは、当該週休日の属する週において行うものとする。ただし、やむを得ないと認められるときは、規則第3条第1項の規定による期間内に振り替えて行うことができる。

2 週休日の振替えの手続は、大口町職員服務規程（昭和48年大口町規程第3号。以下「服務規程」という。）第9条に規定する時間外勤務命令簿によるものとする。

(休憩時間)

第5条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

2 職員の勤務の特殊性その他の理由により、前項の規定により難しいときは、これ

を変更することができる。

(代休日の指定)

第6条 代休日の指定は、規則第10条の規定による期間内で、かつ、勤務日等について行わなければならない。

2 代休日の指定の手続は、服務規程第10条に規定する代休日指定簿によるものとする。

(育児時間)

第7条 任命権者は、男性職員の育児時間について、その乳児の母親が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条令等により妊娠中又は出産後の休養を与えられ、当該乳児を育てることができる場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律により育児休業をし、当該乳児を育てることができる場合

(3) 当該乳児を常態として育てることができる場合

(4) 前3号に定めるもののほか、当該利用しようとする時間において、当該乳児を育てることができる場合

2 前項に規定する場合のほか、男性職員の育児時間は、その配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該乳児について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について60分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

(休憩時間の特例)

第8条 職務の性質により第5条の規定によることができない職員の休憩時間は、別表に定めるところによる。

(振替休日の特例)

第9条 条例第2条第2項の規定によることができない職員については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝

日」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その翌日を休日とする。

- (1) 週休日が連続する場合で、その2日目が国民の祝日にあたる時。
- (2) 週休日が連続しない場合で、所属長が指定する日が国民の祝日にあたる時。
- (3) 週休日が1日の場合で、その日が国民の祝日にあたる時。

(臨時の変更)

第10条 所属長は、職務の遂行上特に必要はあると認められるときは、当該職員の勤務時間、休憩時間等を臨時に変更することができる。

附 則 (平成11年3月30日 大口町訓令第4号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月31日 大口町訓令第5号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月24日 大口町訓令第8号)

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月14日 大口町訓令第2号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日 大口町訓令第3号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日 大口町訓令第10号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月30日 大口町訓令第12号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日 大口町訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月25日 大口町訓令第9号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日 大口町訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日 大口町訓令第 21 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 15 日 大口町訓令第 4 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日 大口町訓令第 13 号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 1 日 大口町訓令第 10 号）

この訓令は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 大口町訓令第 7 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 大口町訓令第 9 号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 29 日 大口町訓令第 18 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 大口町訓令第 1 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日 大口町訓令第 17 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表まちづくり部の部資源リサイクルセンターに勤務する職員の項の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

所属	種別	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉部	戸籍保険課に勤務する職員	第2、第4水曜日に窓口業務の時間延長の職務に従事する場合は、午前10時15分から午後7時00分まで（ただし、第2、第4水曜日が国民の祝日にあたるとき及び12月29日から1月3日までは除く。）	1時間とし、その時限は、健康福祉部長が定める。	日曜日及び土曜日
	保育園に勤務する職員	1 月曜日から金曜日まで（週休日に変更した場合を除く。） (1) 午前7時30分から午後4時15分まで (2) 午前8時00分から午後4時45分まで (3) 午前8時30分から午後5時15分まで (4) 午前9時から午後5時45分まで (5) 午前9時30分から午後6時15分まで (6) 午前9時45	1時間とし、その時限は、健康福祉部長が定める。	日曜日及び土曜日

		<p>分から午後 6 時 30 分まで</p> <p>2 日曜日 (週休日に勤務を命じられた場合)</p> <p>(1) 午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで</p> <p>(2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p>		
	児童館に勤務する職員	<p>月曜日から土曜日までの午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで (週休日に勤務した場合を除く。ただし、大口町北児童センターの創作活動室の職務に従事する場合は、午後 0 時 15 分から午後 9 時 00 分までとする。)</p>	1 時間とし、その時限は、健康福祉部長が定める。	日曜日及びその同一週内の 1 日
まちづくり部	資源リサイクルセンターに勤務する職員	<p>火曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (週休日に変更した場合を除く。)</p>	1 時間とし、その時限は、正午から午後 1 時まで	日曜日及び月曜日
生涯教育部	図書館に勤務する職員	<p>火曜日から日曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (週休日に変更した場合を除く。)</p>	1 時間とし、その時限は、正午から午後 1 時まで	月曜日及びその同一週内の 1 日
	歴史民俗資	日曜日及び水曜日か	1 時間とし、	月曜日及び

	料館に勤務 する職員	ら土曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分まで	その時限は、 正午から午後 1時まで	火曜日
備考 この表に定めるところにより勤務時間の割振り等を定める場合（業務の都合により臨時に定める場合を除く。）には、あらかじめ総務部長に合議をしなければならない。				

